主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人等の平等負担とする。 事

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の参加申出を却下する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」という判決を、もし参加申出却下の請求が理由のないときは「被控訴人の請求を棄却する」という判決を求める旨申立て、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、それぞれ次のとおり補充陳述した外いづれも原判 決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

控訴代理人の主張。

- (一) 被控訴人の本件参加申出は、脱退前の原告と被告(控訴人)等とを相手方として訴訟代理人弁護士諫山博、同大家国夫によつてなされたものである。しかるに両弁護士は原告の訴訟代理人として本件訴訟を追行していたものであるから、被控訴人の相手方である原告の訴訟代理人が被控訴人を代理して本件参加申出をしたのは弁護士法第二五条の規定に違反するものである。従つて本件参加申出は不適法として却下できるのである。
- (二) 被控訴人は、昭和二八年九月一〇日の第一一回闘争委員会において、原判決添付第三表の徴収額算定方法によつて臨時組合費を徴収することの議決をしたと主張するけれども、当日の闘争委員会においてけ還付金(収入金)を徴収すること及びその徴収率を企画部に立案させることを決定しただけである。仮にこの闘争委員会において被控訴人の主張するような議決をしたとしても、臨時組合費の徴収について争議要員の家族から反対意見がでたため、昭和二八年九月中旬頃開かれた闘争委員会において前記算定方法による臨時組合費の徴収を廃止し組合員の収入をプール制とする議決をしたので、本件臨時組合費の徴収に関する議決は失効したものである。
- (Ξ) 闘争委員会に関する原告組合規約第四条の規定は昭和二四年一〇月一九 日から昭和二五年三月末日までの間に制定されたものであるが、別冊闘争要綱は右 規約第四条と同時に制定されたものではない。この闘争要綱がその後何日如何みる方法で制定されたかは詳でないが、その制定にあたり規約第二五条所定の規約改正 の手続、すなわち組合員の直接無記名投票が行われたことはない。そしてまた、闘 争要綱附則には闘争要綱の改廃は大会の議決によつて行うことを規定しているの で、この規定によれば闘争要綱を改正するには規約改正の手続を要しないことにな これによつてこれをみれば、闘争要綱は規約の一部をなすものではなく、規約 第六九条による補償規程と同様規約の運用規程とみるべきものである。従つて規約 上大会の専権に属する臨時組合費の徴収その他の事項に関する議決権を、 規約以外 の運用規程に過ぎない闘争要綱を以て他の組合機関に付与することは許されない。 また闘争委員会の権限を定めた闘争要綱第五項中に「大会より委任された議決権」 とあるのは、規約第二四条に列挙する大会の専権事項以外の事項で大会の委任した 具体的事項に関する議決権を指すものである。もしこれに反して、規約第二四条の 大会の専権を指すものとすれば、規約第二五条所定の規約改正の手続によらないで 闘争要綱を以て規約第二四条を改正したに等しいこととなり、規約第二五条及び労 働組合法第五条第二項第九号の規定に違反するから無効である。
- (四) に対して、 (知) には、 (知) には、 (知) には、 (知) には、 (知) でする。 (知) では、 (知) でする。 (知) (知) でする。 (知) でする。 (知) にないる。 (知) でする。 (知) いる。

- (五) おおよそ、団体における経費の収支は団体の運営上重要であるから、団体は通常定款又は規約において団体の最高機関に予算及び決算の議決権を与え、その議決した予算に基き執行機関に収入支出をさせているのである。従つて本件のように二〇〇万円にものぼる争議要員の給与を支給するには、収支の予算を編成して大会の承認を受けなければ適法な組合の収支とはいえない。しかるに本件臨時組合費及び争議要員の給与について予算を編成した事実がないから、右臨時組合費の徴収に関する議決はこの点においても無効である。
- (七) 規約第一五条には「組合員は平等の権利と義務を有し、人種・信条・宗教・門地又は身分・年令・性別・職種・熟練の程度等により差別待遇をされることはない」と規定している。それ故組合費の負担も各組合員平等でなければならない。規約第七二条において組合員の職種収入の如何にかかわらず通常組合費の額を各組合員一律に月額二六〇円と定めているのもそのためである。しかるに本件臨時組合費については、保全要員以外の組合員に対する徴収率は保全要員に対する徴収率の七割であつて、甚だしく不平等である。
- であつて、甚だしく不平等である。 法人の理事は法令または定款の範囲にがいてのみその権限を有するもの (八) であるから、法令又は定款において或る事項につき当該法人の最高機関たる総会等 の議決を経べきもので定めている場合にその議決を経ないでなした理事の行為は法 人の行為としての効力を生じない。このことは、地方自治体の長が法令上議会の議 決を経べき事項についてその議決を経ないでなした行為、または漁業組合の理事が 旧漁業組合令によつて総会の議決を経べき事項についてその議決を経ないでなした 行為に関し、すでに大審院その他の判例の認めるところである。そしてこのような 法令または定款の規定は理事の代理権に制限を加えたものと解すべきものではない から、民法第五四条の適用がないことについても判例の示すところであつて、この 理は法人たる労働組合にも妥当することは労働組合法第一二条の規定によつて疑を いれない。しかるに原告組合規約第二四条第六号の規定によれば組合の資産を処分 するには大会の議決を経なければならないにかかわらず、原告組合の執行委員長は 大会の議決を経ないで控訴人等に対する本件臨時組合費徴収債権を被控訴人に譲渡 したのであるから、その譲渡行為は執行委員長の権限外の行為であつて無効であ る。仮に規約第二四条第六号の規定は執行委員長の代表権を制限したものであつて 民法第五四条にいわゆる理事の代理権に加えた制限に該当するものとしても、被控 訴人は本訴提起後八個月を経て本訴係争中の前記債権を譲受けたものであつて、訴 訟の経過並びに立証等を知悉していたものであるから、原告組合の資産の処分につ いて大会の議決を要することを知つていたものといわなければならない。従つて被控訴人は悪意の第三者であるから、前記代理権の制限を以て被控訴人に対抗するこ とができる筋合である。それ故その制限に反する本件債権譲渡は無効である。 被控訴代理人の主張。
- (一) 弁護士諌山博、同大家国夫の両名が参加人たる被控訴人の訴訟代理人としてなした第一審以来の訴訟行為は、新に選任された被控訴代理人において当審第二回口頭弁論でこれを追認したから、両代理人のなした訴訟行為の瑕疵はこれによって治癒されたものである。
- (二) 原告組合の第一一回闘争委員会においてなされた本件臨時組合費の徴収 議決か、その後の闘争委員会において廃止されたことは否認する。
 - (三) 旭硝子株式会社は昭和二五年中三菱化成工業株式会社の硝子部門が分離

して設立された会社であつて、原告組合はもと三菱化成工業株式会社a工場労働組 合と称していたが、旭硝子株式会社の設立に伴い旭硝子株式会社a工場労働組合と 改称したものである。原告組合は昭和二三年八月二七日の大会において規約の一部 を改正し、闘争委員会の設置運営に関する第四条の規定を制定し同時に闘争委員会 の組織権限等に関する別冊闘争要綱を制定した。規約はその後昭和二五年四月一日 の大会において一部改正され、また闘争要綱も昭和二三年一二月及び昭和二六年四 月の両度に大会において一部改正された。しかし右規約第四条の規定及び闘争要綱 に定められた闘争委員会の権限中臨時組合費の徴収に関する権限については、一部 字句の訂正があつた外これらの改正にかかわらず変更がない。昭和二五年四月の規 約改正は、それまで規約改正の手続が大会の議決によることになつていたのを、労 働組合法の改正に伴い組合員の直接無記名投票によることに改めたものであるが 闘争要綱の改正は同要綱附則において大会の議決によることに定められたまま、右 規約改正手続の改正後も改められていない。以上の経過によつて明らかなように 闘争要綱は規約第四条と同時に同一大会において制定されたものであつて、規約と 体をなすものである。しかし規約と一体をなすものではあるが規約の一部とみる べきものではなく、また控訴人等の主張するように単なる運用規程と解すべきもの でもない。規約と密接な重要事項を定めたものである。そして闘争要綱の改廃は大 これを行う旨の同要綱附則の規定は規約の改正がなくても闘争要綱自体を改廃 することができることを示したものに過ぎない。従つて闘争要綱に基き大会の議決 を以て大会の権限を闘争委員会に委任することは違法ではない。闘争要綱第五項に 「大会より委任された議決権」とあるのは規約第二四条に列挙する議決権を指すも のであつて、控訴人等主張のような具体的事項の議決権と解する根拠はない。そし て闘争要綱は規約と一体をなす重要規定であるから、闘争要綱に基き大会の議決を 以て大会の議決権を闘争委員会に委任しても、規約改正の手続によらないで規約を 改正したに等しいという非難はあたらない。

(四) 控訴人等は、本件臨時組合費は規約第二四条第四号の臨時組合費に該当しないと主張するけれども、本件臨時組合費の徴収が争議要員の給与を目的としたものであることは控訴人等も争わないところである。原告組合は組合員の争議中の収入状態に応じて臨時組合費の徴収額に差等を設けたのであつて、組合員の収入の平均化を目的として差等を設けたものではない。また徴収額が通常組合費に比べて多額であっても、そのため臨時組合費に該当しないという理由はない。

(五) 規約第二四条第三号の予算及び決算と第四号の臨時組合費の徴収はこれを別個に取扱い得るものであつて、争議要員の給与について予算を編成した事実がないとしても、そのため本件臨時組合費の徴収に関する議決が無効となるものではない。

(六) 臨時組合費を徴収する必要の有無は組合において判断すべきことであって、闘争資金の積立があるからとて臨時組合費を徴収する必要がないと速断することはできない。積立闘争資金は争議に備えて積立てるものであつて、いかなる場にも相当額の闘争資金の積立てがなければ争議に支障をきたすことは組合運動の常識である。積立金を費消してしまつた後でなければ新に徴収することができないのではなく、かえつて争議終結時においてもなお相当額の余力を残すことが望ましいのである。いわんや本件臨時組合費の徴収議決当時は、争議要員の給与だけでもいのであるの支出が予想されていたのであるから、臨時組合費を徴収するについて相当の理由があつたものといわなければならない。従つて仮に結果的にみて、積立闘争資金だけで争議費用を賄うことができたとしても、臨時組合費の納付義務が消滅する理由はない。

(七) 原告組合の組合員は本件争議中、或は争議要員または保全要員として勤務し、或はアルバイトとして日稼をしていたので、各組合員の収入状態は平時とは著しく異つていたのである。そのため原告組合は、このような特殊事態に応じて収入の多少により組合員の実質的負担の均衡を図るため、本件臨時組合費の徴収率に差等を設けたものであつて、これを以て規約第一五条に規定する組合員平等の原則に違反するものとはいえない。

(八) 本件臨時組合費徴収債権の譲渡は、原告の被控訴人に対する借入金債務を弁済するためになされたものであるから、規約第二四条第六号の資産の処分に該当するものではない。仮に本件債権譲渡が右規約の規定に違反するとしても、それは原告組合の内部の問題であつて組合代表者の対外的代表行為の瑕疵となるものではない。また代表権の制限について被控訴人が悪意であつたことは否認する。これに加えて、原告組合は昭和二九年三月二二日改正された規約に基き、昭和三〇年二

月四日の組合総会において本件債権譲渡を追認したのでその譲渡は有効である。 証拠関係。

被控訴代理人は、脱退原告の提出した甲第一号証の一、二、第二号証、第三号証の一ないし三、第四号証、第五号証の一ないし三、原審証人A(第一回)、B、C、D、E(第一、二回)の各証言並びに原告組合代表者Fの尋問の結果を援用した外、丙第一号証(写)、甲第六号証(写)、第七号証(写)、第八号証の一、二(写)、第九号証の一ないし三(写)、第一〇号証を提出し、原審証人A(第二回)、原審及び当審証人F、当審証人G、Hの各証言並びに原審における被控訴金庫代表者Iの尋問の結果を援用し、乙第四号証は不知と述べその他の乙号各証の成立を認め、乙第八及び第一〇号証を利益に援用した。

型を認め、乙第八及び第一〇号証を利益に接席した。 控訴代理人は、乙第一ないし第一二号証を提出し、原審証人」、K、L、M、N、O、P、当審証人Q(第一、二回)、R、Sの各証言並びに当審における控訴本人T、Mの各尋問の結果を援用し、甲第三号証の一ないし三、第四号証、第五号証の二及び三、第六号証、第七号証、第八号証の一、二はいづれも不知、第九号証の一ないし三、第一〇号証はいづれも成立を否認すると述べ、その他の甲号各証の成立並びに丙第一号証の原本の存在及びその成立を認めた(原審で証人として尋問したM、N、Oの三名は被告人であるが、この点の尋問の違法について相手方から異議の申出はない。)

理由

まづ本件参加申出の適否に関する控訴人等の抗弁(本判決事実摘示(一)及び原 判決事実摘示六の抗弁)について判断する。

次に被控訴人の本件参加申出は、原告及び被告たる控訴人等の双方を相手方とし て原告の本訴請求にかかる債権が被控訴人に属することの確認を求めるとともに、控訴人等に対し当該債務の履行を求めるものであることは本件参加申出書によつて 明らかであつて、諌山及び大家の両弁護士が原告の本訴脱退まで原告の訴訟代理人 として訴訟を追行したことも記録上明らかである。そおすると、右両弁護士は原告の訴訟代理人であるにかかわらず原告の相手方である被控訴人の訴訟代理人として 本件参加申出をなし、かつその後の訴訟を追行したものであつて、両弁護士の該訴訟行為は弁護士法第二五条第一号の規定に違反するものである。しかし同条違反の 訴訟行為といえども当然無効ではなく、相手方において何等の異議を述べなかつた ときは訴訟法上完全な効力を生じ、相手方は後日になつて当該行為の違反を理由と してその無効を主張することはできない(昭和三〇年一二月一六日最高裁判所第二 小法廷判決参照)。しかるに原審において諌山及び大家両代理人の前記法条違反の 訴訟行為について相手方が異議を述べた形跡は全く認められないから、両代理人の 原審における訴訟行為はすべて有効と認めなければならない。ただ両代理人の当審 における訴訟行為は、控訴人等の当審における異議によつて本来はその効力を認め 得ない筋合であるが、その後新に選任された被控訴代理人において右両代理人の訴 訟行為を追認したことはすでに認定したとおりであるから、該訴訟行為の暇疵じこ れによつて治癒されたわけである。従つて控訴人等の抗弁は理由がない。そこで以 下本案について検討する。

原告組合に訴外旭硝子株式会社a工場の労働者を以て組織する法人たる労働組合

であつて、同組合の規約第四条には組合は必要により闘争委員会を設け、闘争委員会の設置は組合大会の決定により、その運営は別冊闘争要綱による旨を定め、別冊闘争要綱第五項には闘争委員会は規約に定める執行委員会の権限及び大会より委任された議決権を有する旨を定めていることは、成立に争のない甲第一号証の一の原告組合規約及び同号証の二の別冊闘争要綱によつて明らかである。そこて原告組合は定員制の改正等に関する前記会社との団体交渉が決裂したため、昭和二八年九月一〇日争議に入り、同年一〇月二五日その争議が妥結したこと、該争議に際し同年八月一二日の組合大会において闘争委員会を設置すること及びその設置の時期は執行委員会の決定に一任することを議決したことは、当事者間に争のないところである。

原審証人Dの証言によって、原告組合の書記である右記であるもれるの企画部長Eにおいて抜萃したものと認められるの名中の企画部長Eにおいて抜萃したものと認められるの名中の企画部長Eにおいて抜萃に見るのの第二人の第二号証、原告組合の企画部と関連のの第二人の第二号証、原告組合のの第三に対して成立を認め得るでは、原審をは、原告組にのの名のでは、原告組にのの名のでは、原告組にのの名のでは、原告組にのの名のでは、原告組にのの名のでは、のの名のでは、のの名のでは、のの名のでは、のの名のでは、のの名のでは、のの名のでは、のの名のでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、のののののでは、のののののののでは、のののののでは、ののののでは、のののののでは、のののでは、のののでは、のののでは、

(上荷田の証言でも、議決の時期及び経過を異にするだけで右臨時組合費の徴収 を議決したことは上記認定と異らない)。

ところで、控訴人等は昭和二八年八月一二日の前記組合大会当時から同年一〇月七日まで原告組合の組合員であつて、争議中保全要員として保全作業に従事したことは当事者間に争がない。そして原審正人臣の証言(第二回)と同証言に引用する本件訴状添付の徴収金明細(B表)によれば、争議中控訴人等が保全要員として勤務した日数、これによつて得た基本給及び欠勤日数は原判決別表第二の徴収金明細(B表)の当該欄に記載するとおりであることが認められるから、これと原判決別表第三の徴収額算定法に従い控訴人等から徴収すべき臨時組合費の総徴収額を計算すると、右別表第二の当該欄に記載するとおりになることけ算数上明記を

次に原本の存在及びその成立に争のない丙第一号証、当番及び原審証人F、原審証人A、Lの各証言並びに原審における被控訴金庫代表者Iの尋問の結果によれば、原告組合は昭和二九年一二月二三日控訴人等に対する前記臨時組合費徴収債権を被控訴金庫に譲渡したことが認められる。そして原告組合が同月二四日控訴人等に対し右債権譲渡の通知をしたことは控訴人等の認めるところである。

そこでさらに控訴人等の抗弁について順次判断する。

一、 本判決事実摘示(二)の抗弁について。

 し、すでに認定したような臨時組合費の徴収に関する議決をした。しかるにその後も保全要員とその他の組合員との収入の不権衡が問題となり、これを是正する方法として保全要員の交替制を主張する意見もでたので、第一九回闘争委員会において、保全要員の交替制は事実上実行困難であるという企画部の調査結果が報告されたので、闘争委員会はこの問題を白紙に還し、さきになされた臨時組合費の徴収議決を再確認したものである。以上の事実によれば、控訴人等主張の頃右徴収議決を廃止した事実はあり得ない。従つて控訴人等の抗弁は採用することができない。

本判決事実摘示(三)及び原判決事実摘示一のうち大会の権限委譲に関す る抗弁について。 まづ原告組合の闘争委員会に関する規定の制定経過を審案する に当審証人Hの証言、同証言によつて原本の存在及びその成立を推認することので 二、第九号証の一ないし三、第一〇号証、成立に争のない乙 きる甲第八号証の一、 第一〇号証並びに前出甲第一号証の一、二によれば次の事実を認めることができ る。控訴人等の援用する証拠によつては該認定をくつがえすに足らない。原告組合はもと三菱化成工業株式会社a工場労働組合と称し昭和二二年六月結成されたもの であるが、昭和二五年中右会社の硝子部門が分離して旭硝子株式会社が設立された これに伴い旭硝子株式会社a工場労働組合と改称した。原告組合は昭和二 年八月二七日の組合大会において規約の一部を改正し、規約第四条に「組合は必要 により闘争委員会を設ける。闘争委員会の設置は大会の決議による。その運営は別冊闘争基本要綱による」という規定を制定し、同時に別冊闘争要綱(これには「基 本」の二字がない)を制定した。右規約第四条の規定はその後の改正によつて「基本」の二字が削除され、その他些細な字句の訂正がなされた外内容に変更はない。 別冊闘争要綱は、闘争委員会は執行委員会の構成員を以て組織し、執行権並びに規 約改正その他基本的問題以外の議決権を有し、その議決は構成員の三分の二以上出 席し出席者の三分の二以上を以て決するものと定め、別に拡大闘争委員会に関する 事項をも定めたものであるが、昭和二三年一二月の組合大会において議決の方法を 構成員の三分の二以上出席し出席者の過半数を以て決することに改め、かつ拡大闘 争委員会に関する規定を削除し、さらに昭和二六年四月の組合大会において権限に 関する規定を「規約に定める執行委員会の権限及び大会より委任された議決権を有 する」と改め、議決の方法を構成員の四分の三以上出席し出席者の過半数を以て決 することに改めた。なお昭和二四年法律第一七四号を以て労働組合法が全面的に改 正された結果改正後の同法第五条第二項第九号の規定によつて、労働組合の規約の 改正は組合員の直接無記名投票による過半数の支持を要することになつたので、原告組合も昭和二五年四月の組合大会において規約第二五条にその旨の規定を設けた が、闘争要綱の改廃については同要綱制定当時から同要綱附則において大会でこれ を行うことに定められたまま、その後改正されていない。 さて、改正前の闘争要綱中「執行権」及び「規約改正その他基本的問題以外の議

るべきものではないというのも矛盾した見解である)。ただ、規約改正の手続に関する労働組合法及び規約の前示改正後において大会の議決により闘争要綱を改正したことは、これらの改正規定に違反するものであるが臨時組合費の徴収改正前の闘争要綱にいう「規約改正その他基本的問題」に関する事項とは認められないから、闘争委員会が臨時組合費の徴収に関する議決権を有することは闘争要綱の改正によって闘争委員会の議決の前後を通じて異るところがない。なお闘争要綱の改正によって闘争委員会の議決の方法も改められたことは前認定のとおりであるが、当審証人Rの証言及び原審における原告組合代表者Fの尋問の結果によれば、第一一回闘争委員会における本件路時組合費の徴収に関する議決は、闘争委員会の構成員の構成員が全部出席と出席者の全員の賛成で議決されたことが認められるので、改正前の議決方法にも違反しないことになる。

以上の説明によっても自ら明らかなように、規約第四条の規定は闘争要綱の規定と相まって、争議に際し必要に応じ闘争委員会を設け、その構成員には執行委員会に集約することを定めたものであるが、それは争議に即応する臨機敏速な合活動を意図するものである。そしてこのような必要から規約に基きなり違いるときない。本件闘争要綱は規約の一部であって、を臨時組合費の徴収に関する大会の議決権に闘争要綱は規約の一時委譲するにあい。それはない。それは関係といるとは、その性質上他の組合機関に一時委譲するにあいるとはないを認めてはない。それは関係に関する大会の議決権に闘争委員会に委任する旨の議決をしたことは、所論の労働組合法及び原告組合規約に違反するものではないから論旨はすべて理由がない。

三、 本判決事実摘示(四)及び原判決事実摘示一のうち規約第二二条に関する 抗弁について。

本件臨時組合費は積立闘争資金の不足に備え争議要員の給与その他闘争中の経費 にあてるため徴収することになつたことは、すでに認定したとおりである。当審証 人R、Sの各証言中には、本件臨時組合費は保全要員とその他の組合員との収入の均衡を図るためのものであつて実質上臨時組合費に該当しない旨の供述があるけれども、さきに認定したとおり保全要員とその他の組合員との収入の権衡を目的とす -ル制または保全要員の交替制がいづれも採用されなかつた事実からみても、 右証人の供述は採用するに足らない。次に所論の規約第二二条所定の「組合費その 他の機関の認定による諸費」に規約第二四条第四号所定の臨時組合費を含むことは 解釈上明らかであるから、本件臨時組合費は規約上認められた臨時組合費に外なら ない。原告組合の規約によれば、通常組合費についてはその額を改正する場合も規 約改正の手続、すなわち組合員の直接無記名投票によらなければならないに反し て、臨時組合費の徴収は大会又は闘争委員会の議決を以て足ることは所論のとおり である。従つて臨時組合費の額を改正する場合も規約改正の手続による必要がな い。しかしこの間の不権衡は規約改正の手続が改正されたにかかわらず、通常組合 費の額を規約自体で規定したままにした結果であつて、そのことの当否は別論とし て、このことから臨時組合費は当然通常組合費より少額でなければならず、 通常組合費より著しく高額な本件臨時組合費は規約所定の臨時組合費に該当しない という結論は生じない。それ故論旨は理由がない。

四、 本判決事実摘示(五)及び原判決事実摘示一のうち予算に関する抗弁について。

原告組合が所論のように予算制度を採用していることは甲第一号証の一の規約上明らかである。しかし予算は歳入及び歳出の予定を計数を以て示した準則であつて、収支の均衡を保ち将来の計画を明示しかつ会計行為の基準とすることを目的とするものである。従つて予算は法的規範としては当該会計主体の内部的規律であって、第三者に対する権利義務を設定し、または廃止するものではない。第三者に対する歳入徴収権は予算以外の種々の原因によつて発生するものであつて、歳入予算に計上されただけでは徴収権が発生しないと同時に、発生原因が存する以上は歳入予算に計上されないものでもこれを徴収することができるのである。それ故本件臨時組合費が予算に計上されてないから該組合費の徴収議決は無効であるという論旨は理由がない。

五、 本判決事実摘示(六)及び原判決事実摘示三の抗弁について。 本件臨時組合費は積立闘争資金の不足に備え争議要員の給与その他争議中の諸経 費にあてるために徴収することになつたことは、すでに説明したとおりであるが、

さらにその間の事情を検討するに、原審証人E(第一回)、B、U、Kの各証言並びに成立に争のない乙第一ないし第三号証によれば原告組合には本件争議に入つた 当時五百数十万円の積立闘争資金があつたが、争議妥結の時期は予想に困難であつ て争議要員の給与その他闘争諸経費として一日約一四万円を要する見込みであつた ため、争議が長期化することを考慮し積立闘争資金に不足をきたす場合に備えて、本件臨時組合費を徴収することになった。しかも争議は四六日間も続き、その間に 要した経費は予想より遙かに多く、争議要員の弁当代(給与)だけでも五四四万宗円を要し積立闘争資金だけでは闘争経費の一部しか支弁し得なかつたことが認められる。他に右認定を左右すべき証拠はない。さずれば本件臨時組合費を徴収する必 要性または徴収目的を欠ぐものとはいえないから、控訴人等の抗弁は採用すること ができない。

本判決事実摘示(七)及び原判決事実摘示二の抗弁について。

所論の原告組合規約第一五条の規定は組合員平等の原則を定めたものであるが、 絶対的平等を規定したものとは認められない。従つて組合員の本質的平等を害しな い限度において組合の目的を達するに必要やむを得ない一定の制限を加えること は、必ずしも同条の規定に違反するものではない。

元来労働組合の行う争議行為は組合員に有利な経済的条件を獲得するため組合員 が一丸となつて行うものであつて、必要によつては就労を拒否し同盟罷業に訴える ことがあり、従つて就労による平時の収入も犠牲にしなければならない。しかし争 議によつて将来復帰すべき共同の職場を破壊し職場復帰を不能とすることは争議行 為としては自殺的行為であつて、このような破壊を防止し職場を保全することは争議に欠ぐべからざることである。それ故保全要員の行う保全作業は労使間の個別的労働契約による平時の就労とはその性質を異にし、労使間の団体協約又は団体的諒解によって行われるものであって、これを組合及び組合員の正場からいえば争議行 為の一環をなすものである。すなわち争議は必ずしも争議要員だけで行うものでは なく、保全要員も争議の安全弁として争議組合の自制的機能を担当し、保全作業を 通じて共同の争議目的に奉仕するものである。しかるに等しく共同の争議のため活 動しながら、保全要員には平時と同様の収入があるに反して、争議要員には争く要 旨>議の余暇にアルバイトによつて得る小額不安定な収入があろに過ぎない。されば 労働組合がこのような争議中</要旨>の特殊事情のため、組合員の収入に応じ臨時組 合費の負担に適度の差等を設けることは、かえつて組合員の実質的平等にそお所以 であつて、組合員間の不平を防ぎ組合の統制を確保するためにも必要やむを得ない ことであるから、組合員平等の原則を定めた所論の組合規約に違反するものとはい えない(なおこのことは憲法第一四条第一項に違反するものでもない)

これを本件についてみろに、本件臨時組合費の徴収額算定方法によれば、その徴 収額は各収入階級に応じ一日について、保全要員はその収入のうち基本給の日額に一〇〇分の三、三ないし一〇〇分の三、九を乗じた額、争議要員はその全収入の日額に保全要員と同じ率を乗じた額の一〇分の七であつて、収入のない日は各組合員 とも定額一〇円である。それで保全要員の負担額は実際上収入の極めて乏しい争議 要員に比べて著しく高額となるとは所論のとおりである。しかし臨時組合費を控除 してもなお保全要員の手取収入額は争議要員に比べて相当高額となるとも控訴人等 の提出した原判決別表第四に示すとおりであつて、臨時組合費の負担に関する両者 間の差等か不当に不公平とはいえない(この表は同一人が保全要員である場合と争 議要員である場合との一年間の手取収入の差を示したのてあつて、年間の収入差と してはそれほど高額ともいえないが、その収入差は実は四六月間の争議期間だけで 生じたものであつて、争議期間中の収入差としては相当高額といわなければならな い)。そして原審証人B、E(第一回)、A等の証言によれば、本件臨時組合費の 徴収額について前示のような差等をつけたのは、争議中の特殊事情を考慮し前段説 示のような理由によるものであることかうかかわれるので、これを以て組合員平等 の原則に違反するものとはいえないから論旨は理由がない。

七、 原判決事実摘示四の抗弁について。 成立に争のない乙第四号証及び乙第五号証によれば、本件債権譲渡はあたかも他 の債権者の差押を回避するためになされた仮装譲渡の感があるけれども、原審証人 A、L、原審及び当番証人Fの各証言並びに原審における被控訴金庫代表者Iの尋 問の結果を綜合すると事実はそうではなく、原告組合は当時被控訴金庫に対し金三 五二万余円の借入金債務を負担しその支払に困却していたところ、係争中の本訴債 権を他の債権者から差押えられる恐れもあつたので被控訴金庫と交渉の末、今後の 訴訟費用は原告組合において負担することとして、被控訴金庫に対する前記債務を

弁済するため本訴債権を被控訴金庫に譲渡したことが認められる。それ故控訴人等 の抗弁は採用することができない。

八、 本判決事実摘示(八)及び原判決事実摘示五の抗弁について。

原告組合が法人たる労働組合であることはすでに認定したとおりであつて、原告組合の財産処分については同組合規約第二四条第六号の規定により組合大会の議決を要することは甲第一号証の一によつて明らかである。しかし労働組合法第一二条によって法人たる労働組合に準用される民法第五三条の規定によれば、法人の理事に相当する法人たる労働組合の執行委員長はすべて組合の事務について組合を代表する包括的代表権を有するものであるから組合財産の処分についても当然代表権を有し、ただその権限を行うには前記規約の規定によつて大会の議決を経なければならないという制限を受けるのである。

そおすると本件臨時組合費徴収債権は被控訴金庫に属し、控訴人等は被控訴金庫に対し該徴収金を支払う義務があること勿論であつて被控訴金庫の本訴請求は正当としてこれを認容しなければならない。

よつて被控訴金庫の本訴請求を認容した原判決は結局正当であつて本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第三八四条、第九五条、第八九条を適用し主文のとおり 判決する。

(裁判長判事 竹下利之右衛門 判事小西信三 判事 岩永金次郎)